



弁護団だより

みんながして

No.26 発行 2014年3月

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

TEL : 03-3379-6770

※題字「みんながして」は、渡部保子さん（福島市）の筆によるものです。

【 最近の動き 】

東電・国・各地の動向		弁護団・原告団の取り組み	
3月03日	宮城への避難者22世帯58名提訴	3月02日	集団訴訟説明会（福島市）
3月04日	北海道への避難者33世帯110名追加提訴	3月02日	集団訴訟説明会（古殿町）
3月09日	東京でNo Nukes Day開催。3万人参加。	3月02日	集団訴訟説明会（二本松市）
3月09日	原子力学会、事故最終報告書を発表	3月05日	集団訴訟説明会（福島市）
3月10日	山形、新潟、群馬、東京、神奈川、埼玉、岡山、愛媛への避難者296世帯、768名提訴	3月08日	集団訴訟説明会（米沢市）
3月12日	日弁連、エネルギー基本計画（案）に対する会長声明公表	3月17日	弁護団会議（東京）
3月13日	原子力規制委員会、川内原発の新規制基準適合性審査を優先	3月18日	集団訴訟説明会（須賀川市）
		3月20日	集団訴訟説明会（郡山市）
		3月23日	日本環境会議原賠研（東京）
		3月24日	集団訴訟説明会（いわき市）
		3月25日	裁判第5回期日（福島地裁）
		3月26日	福島県庁交渉（福島県庁）
		3月29日	集団訴訟説明会（相馬市）
		3月30日	集団訴訟説明会（南相馬市）
		3月30日	公害弁護団連絡会議総会（東京）

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟 第5回期日のご報告

3月25日、第5回期日が開かれました。“裁判日和”（？）と天候にも恵まれ、約300名の方に参加していただきました。ありがとうございました。



報告集会で説明する馬奈木弁護士

この日の法廷では、国と東電からそれぞれ書面が提出されました。国の書面は、①原子力規制にかかる法体系と今回の事故経過を整理したもの、②私たちが主張する規制権限の不行使が違法であることに対する反論として、違法か否かを判断する枠組みに関して、国の裁量を広く認めるべきだとする主張を述べたものです。東電の書面は、①「異常に巨大な天災地変」にあたる場合には事業者は責任を免れると定める原子力損害賠償法3条1項ただし書きを東電として主張しないと明らかにしたものの、②年間20ミリシーベルト以下の放射線被ばくは、喫煙、肥満、野菜不足などに比べても、

がんになるなどの健康リスクは低いとするのが“科学的知見”であり、それを下回る放射線を受けたとしても、権利侵害にはあたらないと主張するもの、③原状回復は技術的に可能だとしても膨大な費用がかかるので請求自体が不適法だと述べたものです。

今回の東電の書面は、全国で初めて示されたものですが、住民に対して、“20ミリ以下は我慢せよ”、“原状回復は費用がかかりすぎるので無理だ”とする、まさに開き直った無責任な主張を展開したものです。私たちは直ちに反論しました。中島団長は、「莫大な費用がかかるから無理」とした東電の主張に、「お金で買えないものをわれわれはいったいどれほど失ったか。東電は加害者として甚大な被害を引き起こしたことへの反省も、事故の収束や被害者救済の責任を負っていることの自覚もない」と厳しく批判し、陳述の撤回を求めました。渡邊純弁護士は、「臆面もなく『できない』と開き直ることができるのか」とし、「東電の主張は被害者を愚ろうし、天に唾するようなものであり、まさに恥知らずだ」と語気強く述べました。

また、国と東電は、私たちのこれまでの主張に対し、過失責任の有無について今回も態度を明らかにしませんでした。これを受けて、裁判所は、国と東電それぞれに対し、全電源を喪失した事故の経過、10メートルを超える津波が予見できたかなどについて、次回期日までに認めるか争うのか態度を明確にするよう求めました。

今回の期日を通じて、東電がいまでもまったく無反省・無責任であること、裁判所が過失責任の解明に積極的な姿勢を示していることが明らかになりました。

次回期日では、引き続き国と東電の主張が示されるのとともに、私たちからも反論をしていきます。今回は、5月20日(火)です。裁判傍聴にぜひご参加ください。

(弁護士・馬奈木徹太郎)

第5回口頭弁論 原告意見陳述

原告・渡部保子(福島支部)

私は、公立中学校の教員をしていました。退職後、夫とともに長男夫婦や孫たちと、福島市内で生活していました。

原発事故によって、私たちの平穏な生活・人間関係が奪われました。県外の人からは「福島は元に戻ったんだ」と言われることもあります。そんなことは全くありません。今でも食べ物や人間関係のことで悩み、苦しんでいる人はたくさんいます。強制的に避難を強いられない私たちも、このように悩み、苦しんでいるのです。

孫たちの世代が、原発の廃炉のための長い工程と解決されない放射性物質がそのまま残された地域で暮らしているということが、将来、身体だけでなく、精神的な健康も含めて、どのように影響するかとても心配です。孫たちの世代が、きれいなふるさとで生まれ育ったという誇りを持つことができなくなってしまうことがとても残念でなりません。

私たちの平穏な生活・人間関係を奪った国と東電を許すことはできません。国と東電は自らの過失を認め、二度と同じことを起こさないようにしてほしいと思います。私たちの声を司法の力で代弁してほしいと思います。



中島団長と渡部保子さん



最後の「完勝」まで頑張ろう

原発被害救済千葉県弁護団
事務局長 滝 沢 信

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の第5回期日を傍聴させていただきました。

同じ福島第一原発の被害を訴える集団訴訟を千葉で闘う弁護士の一人として、今回の福島地裁の法廷からは、実に多くのものを学び、裁判の勝利に向かい新たな力を貰うことができました。

3月25日午後3時に裁判長が開廷を告げた法廷は、休廷なしに実に2時間20分に及ぶものでしたが、この間、一瞬の中だるみもなく、まことに充実した審理が展開されました。傍聴席からも目の前で繰り広げられる弁護団のやり取りの意味がよく解り、審理がどこに向かっているのか一目瞭然、実に小気味よい法廷でした。

今回の法廷でのやり取りは多岐にわたるものでしたが、とりわけ、被告東電が行った、原状回復をするには多大な費用がかかるから出来ない、との主張に対する弁護団の反論と法廷戦術は、まさに各地の原発訴訟における攻防の核心をなす極めて重要なものでした。

ある意味、この金がかかるとの東電の主張は、これまで半世紀にわたる原発安全神話の底流をなしたもので、人間の安全より企業経済の側に立ち、原子力規制機関をも取り込んで「虜」にした忌まわしい死の視点と言っても過言ではないでしょう。

このような「本音」を、原発事故を問う裁判の場で臆面もなく展開した東電の感覚を私たちはどう理解すればいいのでしょうか。この主張が、単なる現場代理人弁護士の勇み足でないとしたら、まさに、東電という原子力事業者が、本件原発事故に一片の反省も抱いておらず、今後も繰り返す原発事故の恐怖を予感させるに十分だと言わざるを得ないと思いました。この不当主張に対し、原告団長と弁護団が、強い怒りを次々と表明し、撤回を求め、東電代理人をタジタジとさせた意味は大きいと思います。

報告会で、弁護団から、「完勝」という言葉が出ましたが、これは、十分な事前の法廷戦術のもとに、一貫した方向に向かって突き進んだ充実感が言わせた言葉ですね。私たちも、是非これに続きたいと切に思った次第です。これからも、生業訴訟原告団、弁護団の力をお貸しください。原発集団訴訟勝利の日までともに闘う仲間として、互いに切磋琢磨しながら頑張っていきましょう。



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・ facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・ Twitter ▣ @NARIWAIbengodan (なりわい弁護団)

弁護団新規加入の若手弁護士ごあいさつ

北川浩司弁護士（埼玉東部法律事務所）

このほど弁護団に加えていただきました北川です。埼玉の越谷で弁護士をしています。

文系学生だった大学時代（'90年代後半）に一般教養のゼミで反原発論を学びました。師匠は藤田祐幸（物理学）です。学ぶほどに原発なんてとんでもないと確信しましたが、当時は反原発論者は変わり者扱いだったと思います。環境系ゼミ合同発表会では、経済学部の教授に「コスト的には原発が優れている」と講評されました。



「優れている」はずの原発がもたらしたものは果たして何だったでしょうか。人々の日常の営みに、あるいは地域社会の営みに原発が与えた深い傷は、わずかの利点を帳消しにして余りあったのではないのでしょうか。福島から遠く離れた埼玉の私とて、3.11のあの日、「炉心溶融」の情報に背筋の凍る思いをさせられた被害があったことは決して忘れません。

「コスト的にも原発は結局高くついた」との評価を後世に残すようなたたかいを、そして原発のない社会への第一歩を、この弁護団で実現できればと思っています。

舟城善貴弁護士（弁護士法人やまびこ基金法律事務所）

この度、生業弁護団に加入させていただきました、仙台のやまびこ基金法律事務所の舟城善貴と申します。私の実家は福島県喜多方市で両親の実家は農家をしています。この前親戚の農家の人たちに話を聞いたところ、原発事故以後、福島産というだけで店においてもらえないかかなり安い金額で買いたたかれる、東電はそれに対し補償金を払っているが額が妥当かは疑問であるし、何かにつけて補償金を返還するよう求める東電の対応には納得がいかないとの声を聞きました。普段から辛抱強く耐える人たちなのですが、今回の東電の対応については強く不満を口にしていましたし、私としても地元の人たちがないがしろにされている現状には憤りを感じます。

私としては微力ながら生業弁護団の一員としてこのように原発事故で苦しんでいる人たちの手助けができるよう努力していく所存ですので、みなさんよろしくお願いします。



第1次～第3次の原告のみなさまへ 会費納入のお願い

第1次提訴から1年が経過しました。

弁護団は現在、2年目の会費を集めています。年会費は弁護団の訴訟活動の費用に充てられます。

まだ納入されていない方は、年会費6000円の納入にご協力をお願いします。

【振込先】

みずほ銀行 川崎支店

普通預金口座 4425545

口座名義：福島原発事故被害弁護団

（ふくしまげんぱつじこひがいべんごだん）

お振込の場合は、上記口座にお振込みください。